



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2023 年 10 月 24 日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

## 全腎協 2024 年度予算案について厚生労働省に要望 通院介護では施設入所や介護と医療の連携強化を要望

全腎協は 8 月 31 日、厚生労働省に対し 2024 年度腎疾患総合対策に関する予算要望を行いました。要望項目は全 21 項目あり、うち通院介護関連は次の 5 項目でした。

(1) 介護医療院について、継続した治療が必要な透析患者が安心して入所できるよう、医療と介護を充実させてください。また、地域偏在が起こらないよう、地方自治体への働きかけを促進してください。また、介護医療院の開設にあたり、地方自治体が補助しやすいように国からの適切な援助を考えてください。

(2) 介護医療院について、継続した治療が必要な透析患者が安心して入所できるよう、

他科受診を行った日について、費用算定が可能な日を人工透析治療のための受診に限り、既定の 1 ヶ月 4 日のほかに 1 ヶ月 13 日を加えてください。

(3) 透析患者が介護施設に入居しやすくするため、医療と介護の連携体制を整備してください。

(4) 介護福祉士の養成ならびにキャリアアップを目的とした研修について、透析患者の特性を踏まえた接遇の学習をカリキュラムの必須項目としてください。

(5) 介護従事者ならびに介護事業者に対して、透析医療の概要および透析患者の特性に関する啓発を行ってください。

## 労働者協同組合の法制度化から 1 年、59 法人が設立 介護、成年後見、家事代行、移送など事業は多種多様

労働者が自ら組合員として出資し、その意見を反映して業務に従事することを基本原理とする労働者協同組合制度が開始から 1 年を迎えました。労働者協同組合は自家用有償旅客運送の実施主体として認められており、移送団体の新たな形態の一つとして以前こちらのコーナーで紹介しています（はーと・なび No.139）。

厚生労働省の発表によると、これまでに設立された労働者協同組合は全国で 59 法人で、そのうち 50 法人が新規設立、9 法人が

企業組合または NPO 法人からの組織変更でした（企業組合から変更：8 法人、NPO 法人から変更 1 法人）。事業内容は、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など多岐にわたりますが、移送を業務内容に挙げた法人はまだ大変少ない状況です。

### 【参考】

厚生労働省 労働者協同組合の設立状況：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001079767.pdf>

# 《トピックス》

## 町営バスを廃止しタクシー運賃助成 運賃 85%を助成（徳島県神山町）

利用者数が低迷する公営バスを廃止し、ドア・ツー・ドア移送の運賃助成へと思い切った政策転換を行った事例の紹介です。

徳島県神山町は、令和 5 年 3 月 31 日をもって町営バスを廃止し、地域住民の新たな移動手段として、タクシー等利用時の運賃助成「まちのクルマ Let's」を同年 4 月から開始しました。

このサービスは、町内の事業者が運行するタクシー・自家用有償旅客運送の運賃の 85%分を神山町が補助し（1 回の利用につき上限 8,000 円）、残りの 15%分または上限を超えた運賃を利用者が負担するものです。この助成制度を利用できるのは、マイナンバーカードにより利用登録をした神山町民です。年齢、利用の目的、利用の回数に制限はありません。また、発着地のいずれかが神山町内であれば町外への移動についても利用することができます。

神山町では 1 冊 12 枚つづりのタクシー代助成券（1 冊 1,000 円）を年間 3 冊まで購入できる制度がありましたが、助成額は 1 回の利用につき 2,000 円が上限でした。町営バスは昭和 47 年から運行していたものの、住民の高齢化に伴い「バス停が遠くて利用できない」等の理由から利用者の減少が続いていました。このような状況で、神山町は大きな転換を行いました。交通政策の転換を求められたとき、住民のニーズをドア・ツー・ドアの移送であると捉えることができたという点が「まちのクルマ Let's」の発想につながったといえます。

【リンク】

神山町 「まちのクルマ Let's」って何だろう？PDF：

<https://www.town.kamiyama.lg.jp/office/juumin/5d8b99df9d3b4a176eb945de70a9c56e7e4376dd.pdf>

# 《事務局より》

## ■10月は自動車点検整備推進運動強化月間

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じます。不具合や故障等のトラブルを未然に防ぐためには、日頃の点検・整備が重要です。このため国土交通省では、9月・10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として自動車点検・整備の啓発を重点的に行っています。

車両の安全確保は、安全な通院送迎活動を継続するためにも大変重要です。すでに法定定期点検の実施など安全管理に努めていただいておりますが、加えて日常点検にもご協力いただき、少しでも違和感がある場合は整備工場などで点検整備を行っていただきますようお願いいたします。

【参考】

国土交通省 最後にクルマを点検した日、覚えていますか？：

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/news/2/>

自動車点検整備推進協議会 クルマの愛情点検チェックガイド（日常点検項目紹介）：

<http://www.tenkenseibi.com/m/s/index.html>

## ■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

お忙しい時期とは存じますが、引き続き提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、お手元に未提出の報告書があります場合は、急ぎご提出ください。